建物解体時のお願い

◎公共ますの手前（宅内側）にキャップ止めをしてください。
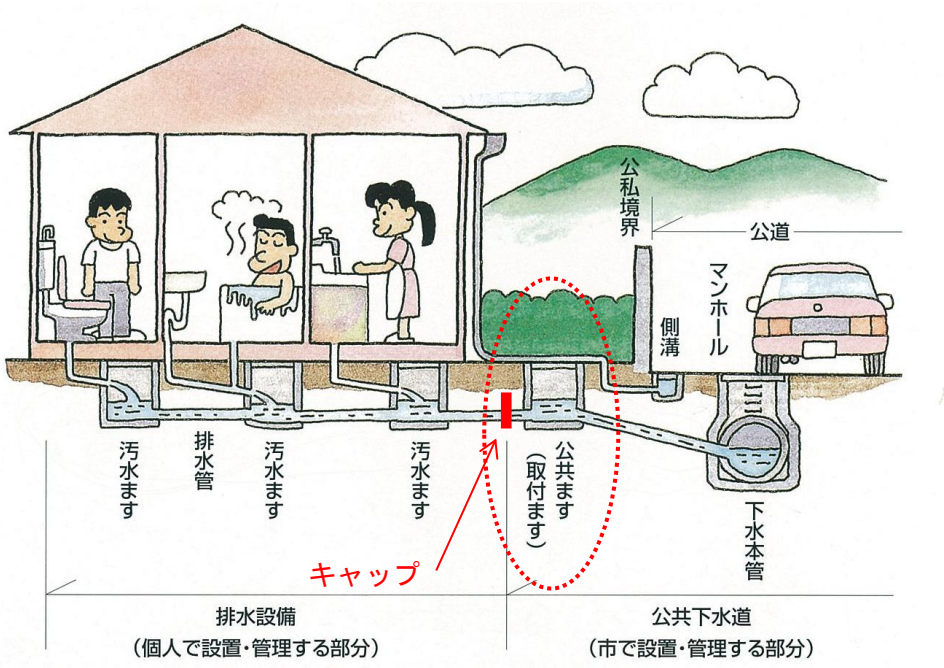
～建物を解体される皆様へ～
建物の解体に伴い、下水道供用開始区域内において、すでに宅地内の排水設備が設置されている場合、建物の解体作業時に、公共ますの手前（宅内側）において、下水道本管へ水や泥等の浸入がないようにキャップ止め等の処理をお願いします。
公共ますは、市が管理する設備です。壊された場合は原形復旧をしていただくことになります。